

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

水 工 工 第 0 / 号

令和 3 年 5 月 24 日

大阪市長 様



届出者 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10
大阪市水道局長 谷川 友彦

印

担当:工務部工務課(施設設計)
内 一穂 TEL:06-6616-5522

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

第 3 条 第 7 項
第 4 条 第 1 項
土壤汚染対策法 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とおり届け出ます。

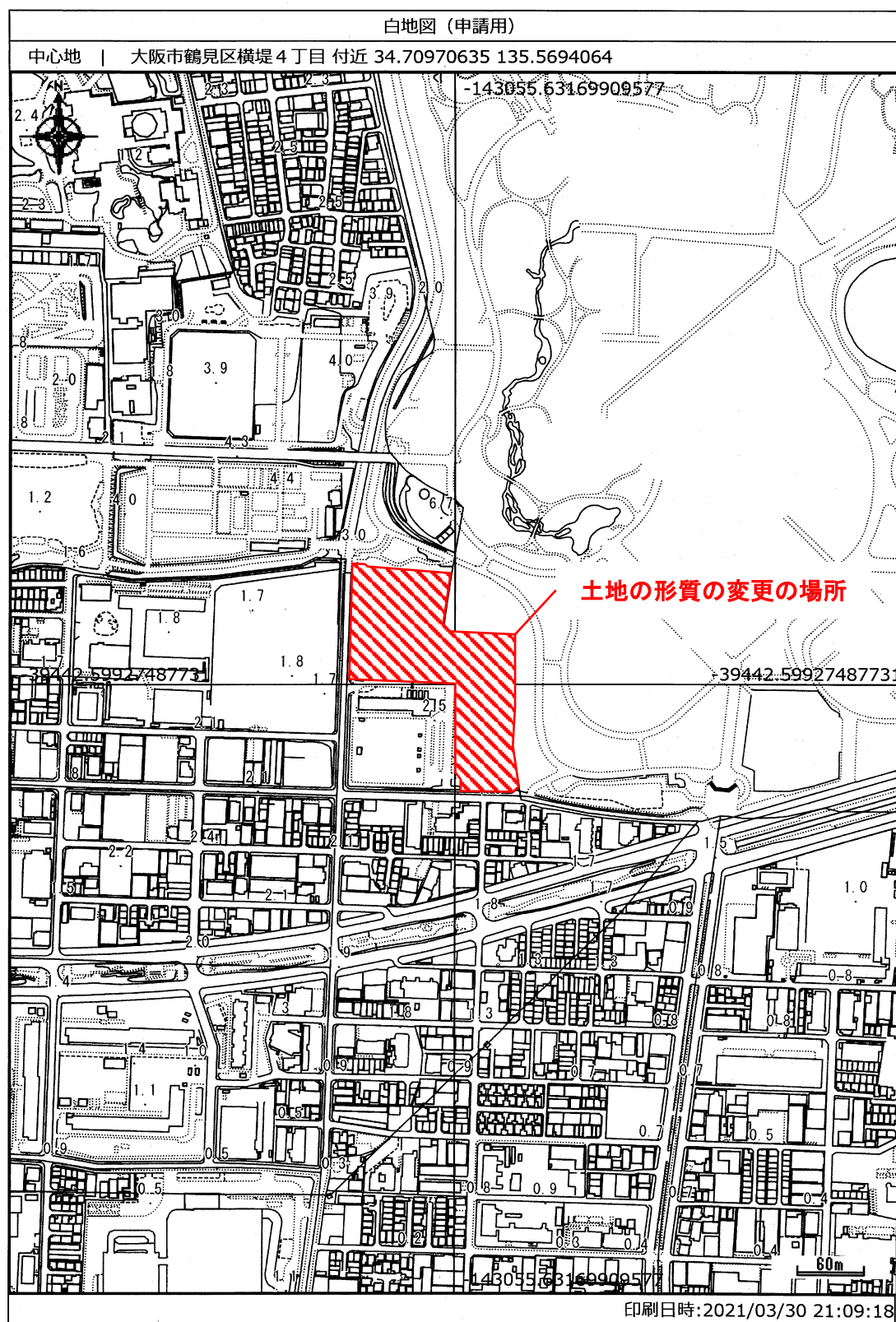
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	地番は多数のため、別紙1参照 大阪市鶴見区横堤4-29 (住居表示)
土地の形質の変更の場所	別紙2~8参照 9
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	18,500m ² (うち、掘削部分の面積: 18,500m ²) 最大掘削深度: 5.6m
土地の形質の変更の着手予定日	令和3年7月1日
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称 工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称 有害物質使用特定 施設の種類の 有害物質使用特定 施設の設置場所 特定有害物質の種 類

土地の形質の変更の対象となる土地の地番

- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 67 番 2
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 70 番 2
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 75 番 1
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 76 番
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 77 番
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 78 番 1
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 1351 番 6 の一部
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 1351 番 8
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 1352 番 1
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 1352 番 11
- ・ 大阪市鶴見区横堤 4 丁目 1365 番 1 の一部

以上

別紙2(周辺位置図-白地図)

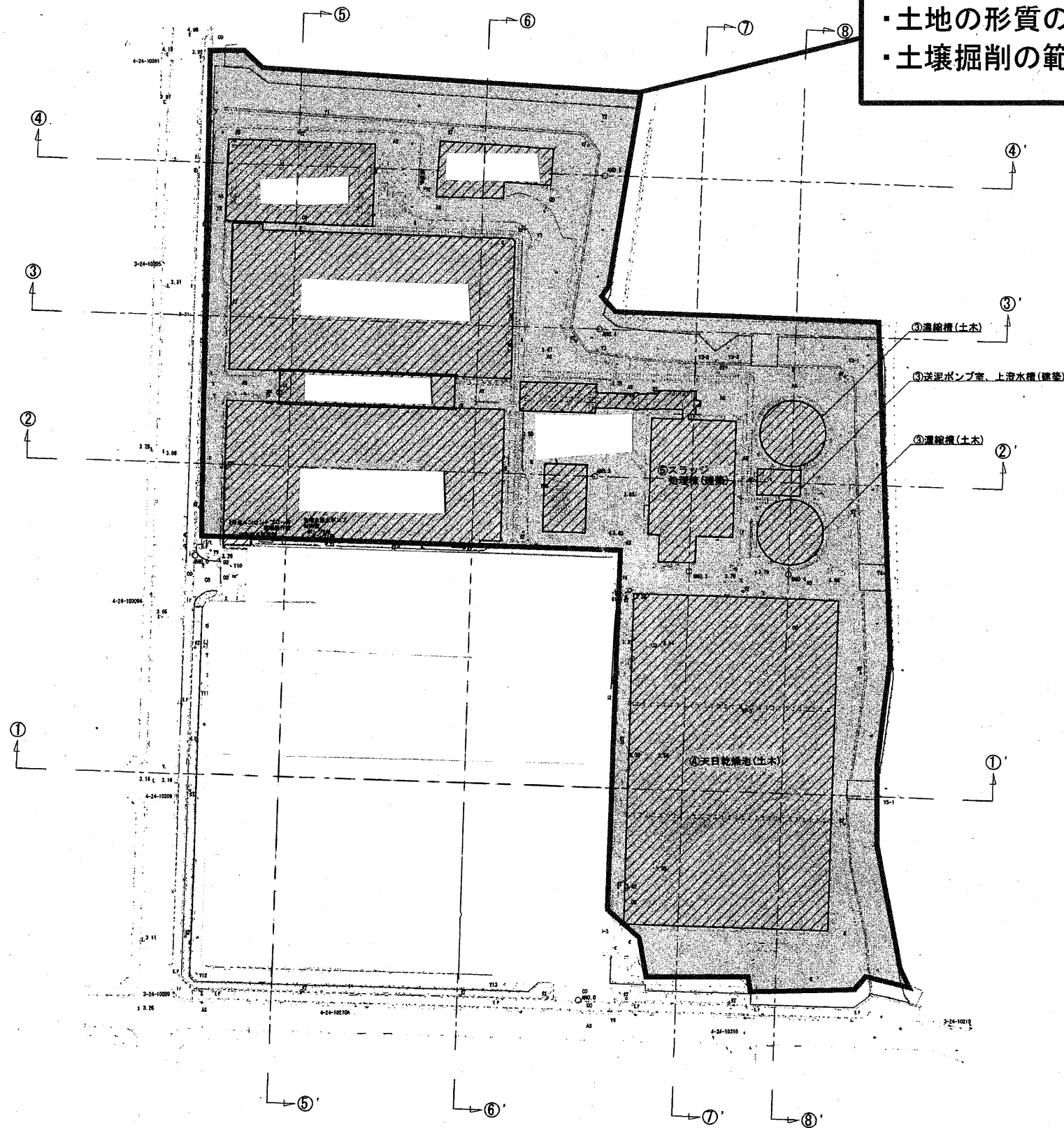




一般平面図(現況)

S = 1:500

- ・土地の形質の変更の範囲(面積18,500m²)
- ・土壌掘削の範囲(面積18,500m²)



撤去施設概要(土木)	
濃縮槽	(1池当たり)5.00m×φ14.00m
天日乾燥池	(1池当たり)24.00m×45.00m×0.80m

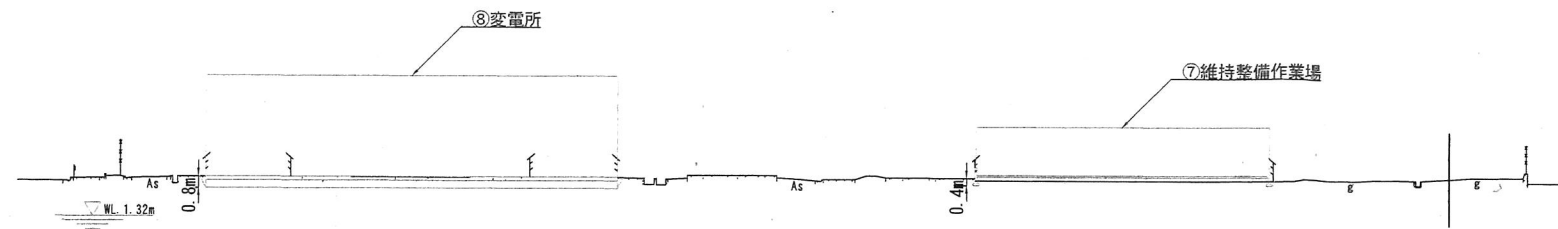
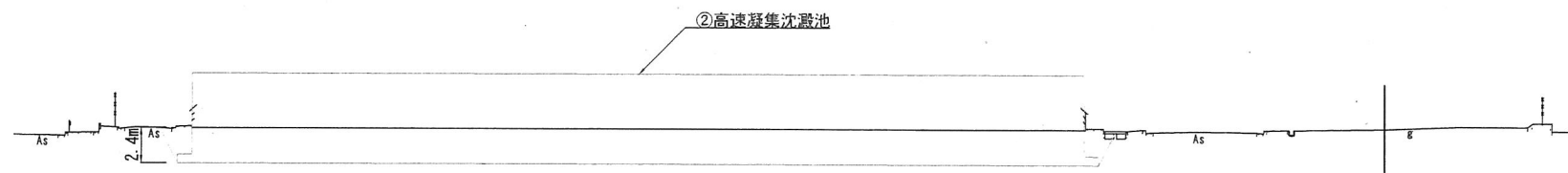
撤去建物概要(建築)			
建物名称	建築面積	延床面積	構造/階数
送泥ポンプ室	35.64m ²	84.70m ²	RC造/2階建
スラッジ処理棟	530.41m ²	898.14m ²	S造/地上2階建

凡 例			
KB	便所	A	空気弁
①	電気入孔	②	排水弁
③	電柱(線電)	④	消火栓
⑤	井戸入孔	⑥	その他ツマミ
⑦	下水入孔	⑧	感知器
⑨	信号柱	⑩	量水器
⑪	道路照明灯	⑫	通風調整装置

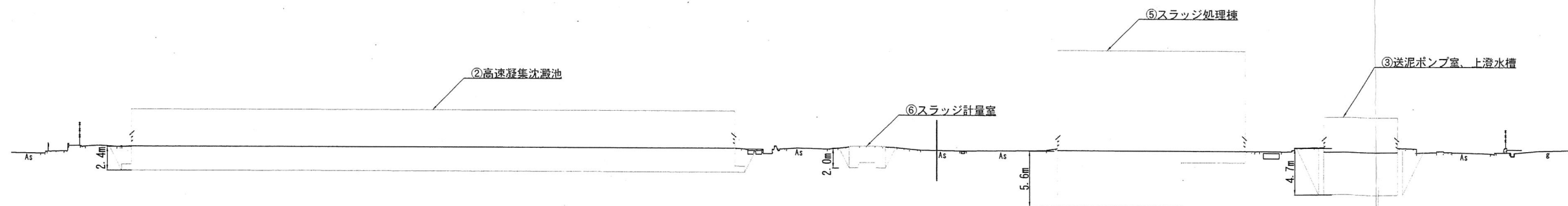


年 月 日	設 計	監 理	施 工	検 査	監 査	設 計
08-40-00-45-003	大阪市水道局	工務部	工務課	(施設設計)		
登録番号	08-40-00-45-003					
図 名	工業用水道 もと城東浄水場 浄水施設撤去工事 一般平面図(現況) 鶴見区 横堤4丁目29番					
尺 度	1:500	枚数番号	C-2			

場内配管断面図 (1)

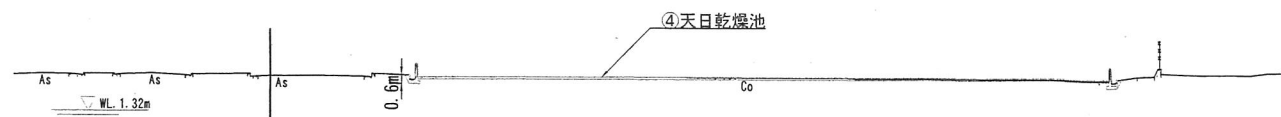
$$S = 1:250$$
$$\underline{\textcircled{4} - \textcircled{4}}$$

$$\underline{\textcircled{3} - \textcircled{3}}$$


② - ②



最大深度

① - ①

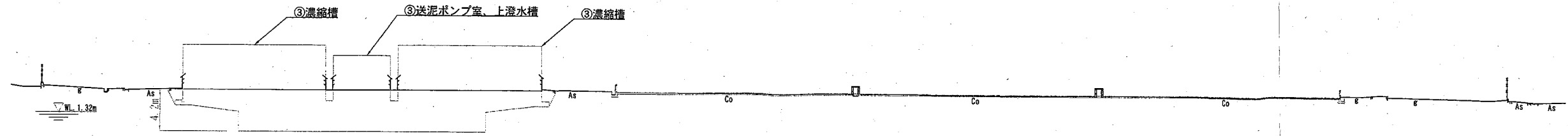


年 月 日	設 計	課 長	課 代 理	担 任 係 長	調 査	設 計
	大阪市水道局 工務部 工務課 (施設設計)					
整理番号 08-40-00-45-003						
図 名	工業用水道 もと城東浄水場 浄水施設撤去工事 場内配管断面図 (1)					
	鶴見区 横堤4丁目29番					
尺 度	1:250		枚数番号		C-46	

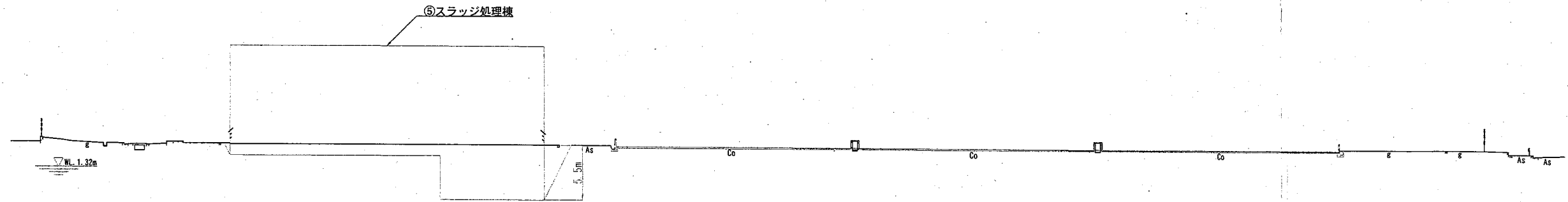
場内配管断面図 (2)

S = 1:250

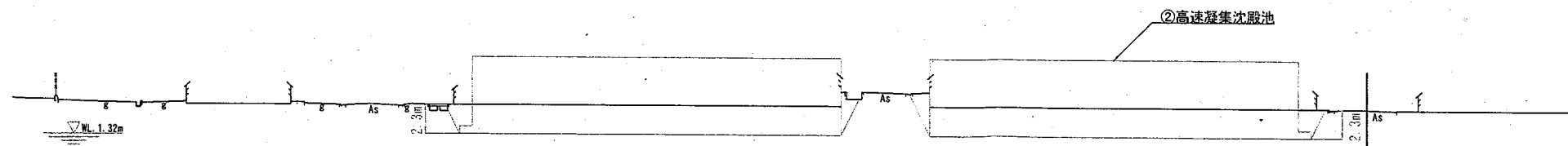
⑧ - ⑧



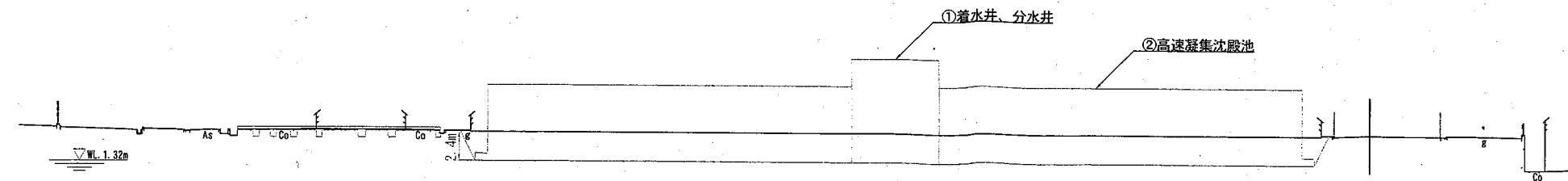
⑦ - ⑦



⑥ - ⑥



⑤ - ⑤



年	月	日	図	尺	標準	担当	調査	設計
82	10	10	計	長	代	係	係	係
整理番号								
08-40-00-45-003								
図名			工業用水道 もと城東浄水場					
			浄水施設撤去工事					
			場内配管断面図 (2)					
鶴見区 横堤4丁目29番								
尺度			1:250	枚数番号	C-47			

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1200010100936
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
67番2	水道用地	1140		67番から分筆 〔平成28年2月8日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成2年8月29日 第27683号	所有者 大 阪 市 順位2番の登記を転写 平成28年2月8日受付 第5128号



1200010100936

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部		(土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1 2 0 0 0 1 0 1 0 0 9 3 8
地図番号	余 白			筆界特定	余 白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目					余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積		㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
7 0 番 2	水道用地	1 0 5 6				7 0 番から分筆 〔平成28年2月8日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成2年8月29日 第27683号	所有者 大 阪 市 順位2番の登記を転写 平成28年2月8日受付 第5129号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成2年2月21日	不動産番号	1200000134295
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
75番1	田	1619		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日	
余白	水道用地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成2年8月22日〕	
余白	余白	5942		③75番2、1351番1、1351番2、1351番3、1351番4を合筆 〔平成2年8月29日〕	
余白	余白	6018		③錯誤 〔平成19年2月16日〕	
余白	余白	5959		③75番1、75番3に分筆 〔平成28年2月8日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和38年3月13日 第3068号	原因 昭和38年3月11日売買予約 権利者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	所有権移転	昭和38年11月6日 第18879号	原因 昭和38年10月29日売買 所有者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日
2	合併による所有権登記	平成2年8月29日 第27683号	所有者 大 阪 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成2年2月21日	不動産番号	1200000134297
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
76番	田	1279		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日	
余白	水道用地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成2年8月22日〕	
余白	余白	1257		③錯誤 〔平成27年3月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和38年3月13日 第3067号	原因 昭和38年3月11日売買予約 権利者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	所有権移転	昭和38年11月6日 第18882号	原因 昭和38年10月29日売買 所有者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成2年2月21日	不動産番号	1200000134298
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
77番	田	1153		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日	
余白	水道用地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成2年8月22日〕	
余白	余白	1163		③錯誤 〔平成27年3月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和38年3月13日 第3066号	原因 昭和38年3月11日売買予約 権利者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	所有権移転	昭和38年11月6日 第18877号	原因 昭和38年10月29日売買 所有者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成2年2月21日	不動産番号	1200000134299
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
78番	田	1487		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日	
余白	水道用地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成2年8月22日〕	
余白	余白	1478		③錯誤 〔平成27年3月17日〕	
78番1	余白	1356		①③78番1、78番2に分筆 〔平成28年2月8日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和38年3月13日 第3065号	原因 昭和38年3月11日売買予約 権利者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	所有権移転	昭和38年11月6日 第18876号	原因 昭和38年10月29日売買 所有者 大 阪 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1200010100941
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤4丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1351番6	公衆用道路		38	1351番5から分筆 〔平成28年2月8日〕	
余白	水道用地	余白		②昭和42年2月日不詳地目変更 〔平成28年3月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和59年12月17日 第41963号	所有者 大 阪 市 順位1番の登記を転写 平成28年2月8日受付 第5132号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1200010100943
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1351番8	公衆用道路		399	1351番5から分筆 〔平成28年2月8日〕	
余白	水道用地	余白		②昭和42年2月日不詳地目変更 〔平成28年3月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和59年12月17日 第41963号	所有者 大 阪 市 順位1番の登記を転写 平成28年2月8日受付 第5132号



人
口
調
査

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成2年2月21日	不動産番号	1200000133709
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
409番	田	525		余白	
1352番1	田	595		昭和43年5月2日土地改良法による換地処分の換地 〔昭和43年12月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日	
余白	水道用地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成2年8月22日〕	
余白	余白	4406		③1352番2、1352番3、1352番4、1352番5、1352番6、1352番7、1352番8を合筆 〔平成2年8月29日〕	
余白	余白	4348		③錯誤 〔平成27年3月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転請求権仮登記	昭和38年5月6日 第11285号	原因 昭和38年4月17日売買予約 権利者 大 阪 市 順位2番の登記を移記
	所有権移転	昭和44年5月6日 第10628号	原因 昭和38年10月29日売買 所有者 大 阪 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年2月21日
2	合併による所有権登記	平成2年8月29日 第27683号	所有者 大 阪 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1200010100944
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	大阪市鶴見区横堤四丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1352番11	公衆用道路	521		1352番9から分筆 〔平成28年2月8日〕	
余白	水道用地	余白		②昭和42年2月日不詳地目変更 〔平成28年3月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和59年12月17日 第41962号	所有者 大 阪 市 順位1番の登記を転写 平成28年2月8日受付 第5133号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D76666 (2 / 4)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1200010094619
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	大阪市鶴見区横堤4丁目			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1365番	水道用地	1924		不詳 〔平成27年3月17日〕	
1365番1	余 白	1278		①③1365番1、1365番2、1365番3、1365番4に分筆 〔平成28年2月8日〕	
所 有 者	財 務 省				

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成27年4月2日 第16080号	所有者 財 務 省
2	所有権移転	平成29年8月17日 第36412号	原因 平成29年8月2日売買 所有者 大 阪 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和3年4月6日
大阪法務局

登記官

川 本 秀 文

